

く見られない。尤も、本稿で指摘したように、重盛という理想的人物の口から、この「一神の約諾に基づく政治体制が肯定されている」ということはある。「平家物語」では、皇室、藤原氏、平氏、源氏の背後に常に神々が意識されているが、それは『愚管抄』的把握の一般化なのではないかと思われる。猶、『愚管抄』の巣島大明神関係記事が全て「平家物語」と関わりをもっていることと、『愚管抄』の八幡大菩薩に源氏の氏神的性格が見えないことは、特に興味深く感じられた。

(注一) 関係する諸本を押し並べて示す時は、「平家物語」のかたちで示した。

(注二) 日本古典文学大系6『愚管抄』(昭和四二年一月)の垂仁天皇記の頭注(岡見正雄氏担当)に「以下の条は簾中抄によるか」などとある。

(注三) 「平家物語」からの引用は、特に断りのないものは延慶本からの、また、当道系諸本に限られて、断りのないものは屋代本からの引用である。

(注四) 市古貞次編、昭和五三年三月。猶、次の例は同書の「天照大神」の項(多田一臣氏担当)からの引用である。

(注五) 早川厚一、佐伯真一、生形貴重氏による「四部合戦本平家物語評釈(四)」(名古屋学院大学論集「昭和六〇年」)「頼豪」の段の「語釈」などにも指摘されている。

(注六) 『語文研究』に掲載の予定である。

(注七) 『人文』第十九号(平成七年八月)。()は次号の予定である。

(注八) 『人文』第十七号(平成五年八月)。

(一九九五年十月一日受理)

かつたとも言えよう。

厳島明神、嚴島社

厳島明神、厳島社も『愚管抄』に三回出て来る。厳島明神、^(注7)嚴島社については、拙稿「『平家物語』諸本に描かれた厳島大明神、^(注7)嚴島社」で「平家物語」に関係して取り上げてるので、本稿では簡略に紹介するに止めた。

『愚管抄』で最初に厳島が出て来るのは、卷第一「皇帝年代記」の高倉天皇記においてである。

此君御脱屣之後安藝國イツクシマヘ御幸アリケリ 平相國入道世ヲ取テ遷都ナドキコエシ時グシマヒラセテト聞ヘキ 神筆ノ御願

文アソバシテ 御佛事アリケリ

高倉天皇は、脱屣後二回嚴島に御幸になつてゐるが、これは後の方

治承四（一一八〇）年九月二十一日の御幸と見える。こちらの方を取上げたのは、平清盛を伴つて、「神筆ノ御願文アソバシテ御佛事アリ」ということからのことだ。

残りの一例は安徳天皇に関するものである。先に引用した日吉社祈願に続けて安徳天皇の誕生が

安藝國嚴島ヲコトニ信仰シタリケルヘ ハヤ船ツクリテ月マウデ

ヲ福原ヨリハジメテ祈リケル 六十日バカリノ後御懷妊トキコエテ 治承二年十一月六波羅ニテ皇子誕生

おわりに

が記されている。福原から「ハヤ船」で通ったことは「平家物語」諸本ではない。「平家物語」諸本は、月詣では記しているが、『愚管抄』と同じように六十日で懷妊とするのは四部合戦状本と源平盛衰記だけである。

もう一例は安徳天皇の崩御に関するものである。

海ニシヅマセ給ヒヌルコトハ コノ王ヲ平相國イノリ出シマイラスル事ハ 安藝ノイツクシマノ明神ノ利生ナリ コノイツクシマト云フハ龍王ノムスメナリト申ツタヘタリ コノ御神ノ心ザシフカキニコタヘテ我身ノコノ王ト成テムマレタルナリケリ サテハテニハ海ヘカヘリヌル也トゾコノ子細シリタル人ハ申ケル慈円の考え方の根本が「コノ御神ノ心ザシフカキニコタヘテ我身ノコノ王ト成テムマレタルナリケリ」に出ているように思える。清盛の「心ザシフカキ」ことが厳島明神を動かしたという捉え方は、他の場合にも及んで行くのに違いない。人間の「心ザシフカキ」が何を動かし、歴史にどう関わっているのか、慈円の目はこのことに深く注がれているように思われる。

熊野

『愚管抄』には「同」月廿一日實朝母ハ熊野ヘ參ラントテ京ニノボリタリケル」と一箇所、北条政子の建保六（一二一八）年の熊野詣でが記されている。『平家物語』諸本には多くの熊野関係の記事があるが、それらについては「『平家物語』に描かれた熊野」で考察したので、本稿では割愛したい。

『愚管抄』に出て来る神、神社は、作者慈円の立場・思想を反映して天照大神・八幡大菩薩と天児屋根尊との約諾ということが中心になつてゐるところに大きな特色がある。従つて『愚管抄』では藤原摶関家が常に政治体制の眼目となつて論じられていた。『愚管抄』の天照大神・八幡大菩薩の藤原摶関家支持という把握は、「平家物語」には全

コノウエハトテ山ノ西京座主良眞ヲメシテ カハルコトイデキタ
リ イカゞセンズル タシカニ又王子イノリイデマイラセヨ ト
勅定アリケレバ ウケ給リ候ヌ 我山三寶山王大師御力イカデカ
コノウヘハヲヨバデ候ハン ト申テ 堀川院ハイデキサセオハシ
マシテ （中略）コノ事ハスコシモカザラヌマコトドモナレバ
山法師ハ一定ヲモフトコロフカランカシ

良眞が堀河天皇を祈り出したということは『愚管抄』以前の資料には出て来ない。又、鎌倉末期に虎閻師鍊が著した『元亨釈書』は東寺長者義範が祈り出したとしている。

「平家物語」諸本で、この部分について表現などの面で最も『愚管抄』に近いのは四部合戦状本である。^(注5)筆者が近いと考えたのは、良眞の返事に慈恵が冷泉天皇を祈り出したということがないことと、「三寶山王大師御力何ヨ空カラシ」の表現が『愚管抄』に近いと見られるところである。四部合戦状本に次ぐのが源平盛衰記で、源平盛衰記は、冷泉天皇誕生の例に触ながら、地の文となっている「山王三聖王子眷属満山三寶護法聖衆に祈り申されしかば」の部分に「愚管抄」の表現に近いものがある。

四部合戦状本以外の諸本が記す（欠巻の本を除く）「九条右丞相慈惠僧正ニ被契申シニヨテコソ冷泉院ノ御誕生モ有シカ」ということも『愚管抄』卷第三の村上天皇の段に出て来るが、そこは「コノ日本國觀音ノ利生方便ハ聖徳太子ヨリハジメテ大職冠 菩丞相 慈惠大僧正^(大師)カクノミ侍ル事ヲフカク思シル人ナシ」という方向で述べられていて、日吉山王に言及することがない。

もう一つの皇子誕生の祈願は平家に関わるものである。『愚管抄』は次のように記している。

承安元年十二月十四日 コノ平太相國入道ガムスメヲ入内セサセ
テ ヤガテ同二年二月十日立后 中宮トテアルニ 皇子ヲ生セマ

イラセテ イヨノヽ帝ノ外祖ニテ世ヲ皆思フサマニトリテント思ヒケルニヤ 様々ノ祈ドモシテアリケルニ 先ハ母ノ二位日吉ニ百日祈ケレドシルシモナカリケレバ
時子の祈願は白河法皇の場合と大きく異なる。時子は自身「日吉ニ百日祈」つたのだが、堀河天皇誕生の時も、冷泉天皇誕生の時も天台座主に祈願させている。この方法の違いは、時子が天台座主と縁を有たなかつたということか、時代の違いということであろうか。慈円の政体論によれば、日吉山王に納受されそうもない清盛夫妻の野望であるが、その無理な祈願振りを方法の違いで示そうとしたことはないであろうか。

「平家物語」諸本では、当道系諸本のうち屋代本・小城本・中院本以外の諸本には日吉社祈願はない。日吉社祈願を有つ諸本でも、『愚管抄』のように時子が行つたとするのは四部合戦状本・源平盛衰記だけで、延慶本・長門本は清盛・時子夫妻で、屋代本・小城本・中院本は清盛が一人でとなつてゐる。

『愚管抄』に日吉山王が出て来る最後の例は、「山ノ大衆ウタヘシテ日吉ノ御コシヲフリクダシタリケル」という事件である。この事件については別稿^(注6)で「平家物語」を中心に取り上げたいので、本稿では割愛することとした。

別稿で全く触れなかつたことがあるので、一言指摘して置きたい。それは、この所謂「願立」事件が堀河天皇の時代に起こつてゐることである。堀河天皇は、前述のよう前に西京座主良眞が日吉山王に祈願して祈り出した天皇であった。日吉山王の効験について慈円は「山法師ハ一定ヲモフトコロフカランカシ」と述べているが、神輿を振り下しての強訴事件が発生したのも、或いは祈り出した天皇という意識からであろうか。頼豪の願いを叶えることが出来なかつたので敦文親王も薨じてしまつたということが耳に残る時期だけに、神輿の威圧は凄

天皇で、第十六代の応神天皇、八幡大菩薩に次ぐ天皇だが、『愚管抄』には、ここ以外に言及はない。「平家物語」では、山門の衆徒の都帰りを求める秦状（延慶本・長門本・源平盛衰記）などに「賀茂八幡春日平野」といった順番などで、神社名が挙げられるだけで、祭神に触れる事もない。

鹿島大明神、春日大明神、天児屋根尊

『愚管抄』には、鹿島大明神、春日大明神が六回出てくる。この二神間では、八幡大菩薩の節で述べたように、「トヲクハ」「鹿島ノ大明神」「チカクハ」「春日ノ大明神」という使い分けがかなり意識されているようである。この点で言えば、卷第三、推古天皇の時代にある、この神の初出が「天照大神アマノコヤネノ春日ノ大明神ニ同侍殿内能為防護ト御一諾」となっているのが少し気になる。しかし、ここで春日大明神を出したのは、この表現に続くのが「臣家ニテ王ヲタスケタテマツラルベキ期イタリテ 大織冠ハ聖徳太子ニツミキテ生レ給テ」と、藤原氏の歴史への登場の次第となつているからなのではないかと考えられる。鹿島大明神は神代、春日大明神は藤原鎌足誕生以後というのが、その時代認識ということになろうか。

『愚管抄』には六回出てくるが、天照大神、八幡大菩薩と二回ずつ並んで出ている（天照大神、八幡大菩薩の節で、それらについては記した）ので、残る二例について記したい。

その一例は、高倉宮以仁王の事件があつた後、南都追討についての

公卿僉議が行われた、その席で兼実が「就^キ中^ニ春日大明神日本第一守護ノ神明也 王法佛法如^シ牛^ノ角^ノ 不ル可^{カラ}被^ル滅^サ之由」を述べたので、

その時は行われないことになつたといふものである。

この兼実の言葉「日本第一守護ノ神明」ということは、天照大神と

天児屋根尊の約諾を政治体制の根源とする『愚管抄』の考え方そのものと言つて宜い言葉である。

これと同じ場面は「平家物語」はない。「日本第一守護ノ神明」ということでは、覚一本・小城本・両足院本・大山寺本などの「無文」に記されている「平家太政入道殿の御頸を悪行超過し給へるによて」「めしとらせ給」とされる春日大明神が該当するのではないかと思う（類話は他本にもあるが、三島大明神となつていたり、「悪行超過し給」という理由がなかつたりする）。

もう一つの例は、建久五（一一九四）年九月二十一日に行われた九条兼実の春日詣である。

前ノ日殿ハ春日詣セラレケリ 中納言已下騎馬トキコヘキ 御堂

御時ヨリハジマレル例ニヤ アマリナル事ナリト人思ケリ

この場面も「平家物語」はない（時代が下り過ぎている）。但し、摂政・関白の春日詣では、延慶本・長門本・源平盛衰記・四部合戦状本や当道系諸本のうち覚一本・平松家本・鎌倉本・百二十句本・小城本・両足院本などの「大政入道慈惠僧正ノ再誕ノ事」に「日吉ノ社ヘ参ラレケルニモ一ノ人ノ賀茂春日ナトヘ御詣アラムモ是程ノ事ハアラシトソミヘシ」と出ている。『愚管抄』の記す兼実の春日詣でと「平家物語」の記す清盛の日吉詣でとが張り合つてゐる風だが、兼実のものが清盛のそれを意識したものであつたかは、詳にし得ない。

日吉山王

『愚管抄』の中で日吉山王は三回出て来る。三回のうち二回は皇子誕生の祈願の為であり、残る一回は山門の訴えについてである。

皇子誕生の祈願の最初のものは、頼豪に祈願させた皇子が死んでしまつた後に、次のように記されている。

八幡大菩薩

八幡大菩薩が第十六代の応神天皇の呼称であることは、卷第一の皇帝年代記、同天皇条に見える。このことは、「平家物語」諸本のうち延慶本と当道系諸本（両足院本、小城本を除く）の「都遷事」に記されている。

このことから八幡大菩薩は皇室の祖神と捉えられている。卷第六の土御門天皇時代の条に、外ならぬ慈円の言葉として「八幡大菩薩體ニ宗廟神ノ儀ニ候ベキニヤ」という表現も出ている。慈円は、八幡大菩薩の「アラタナル瑞相」を明確に知っていたと見られる。このことと深く関わるのが、当代認識について、卷第六の末に慈円の記している「タゞ八幡大菩薩ノ照見ニアラハレマカラズラン」という言葉であろう。

宗廟神として八幡大菩薩の活動を当代ではより強く意識していたかと見られる慈円は、卷第七において、藤原將軍の出現を八幡大菩薩の計らいと記す。このことは「トヲクハ伊勢大神宮ト鹿島ノ大明神トチカクハ八幡大菩薩ト春日ノ大明神ト昔今ヒシト議定シテ世ヲバモタセ給フナリ」という表現に明らかであろう。

「平家物語」諸本でも八幡大菩薩は宗廟神として捉えられている。従って、天照大神と並称される例も後述のようにあるが、『愚管抄』と同じ問題で出て来るものはない。「平家物語」のものは、「重盛父教訓之事」で重盛が、朝廷に対する忘恩を天照大神、正八幡宮が認められるであろうかと訴えて、父清盛を諫める場面に出て来るようにな。

一般的に天皇の権威が侵犯される場面で想起されている。「平家物語」では清盛の悪行ということを押さえているので、八幡大菩薩も平氏・源氏に関わるもののみで、『愚管抄』のように藤原氏に関わるものはない。従って、八幡大菩薩が春日大明神と並んで出て来る例も「平家物語」諸本にはない。

『愚管抄』に出て来る八幡大菩薩のもう一つの例は、卷第三、孝謙天皇の時代の記事「コノ御時八幡大菩薩託宣有テ 東大寺ヲオガママセ給ンタメニ宇佐ヨリ京ヘオワシマスト云リ」である。この文も『簾中抄』によっている。八幡大菩薩が仏教に関わる記事も「平家物語」諸本にはない。猶、延慶本・長門本・源平盛衰記には、婆羅門尊者が渡来して東大寺供養の導師を努めたという逸話が収められているが、八幡大菩薩への言及はない。

テハエヲハシマスマジキ時運ノ色ニアラハレテ出キヌル世ゾト」認めたところ（寶劍ウセハテヌル事）」「魚水合體ノ禮ト云コトヲサダメラレタル」ところ、「藤原氏ノ攝錄ノ人ノ君ノタメ謀反ノカタノ心ヅ

カイハケヅリハテアルマジトサダメラレタル」ところ（「左大臣ノ

子ヲ武士ノ大將軍ニ」なさせたこと）である。藤原摶関家の行為を容認するという方向の事柄が多いのが特色と言えようか。

この藤原摶関家の行為の容認に通じるのが、春日大明神と並んで出て来る場合である。これは、九条良經の嫡女立子が順徳天皇の中宮となる場面と、藤原頼経の將軍任命に関する箇所の二例がある。いずれも最も新しい出来事である。

「平家物語」諸本でも八幡大菩薩は宗廟神として捉えられている。

従って、天照大神と並称される例も後述のようにあるが、『愚管抄』

と同じ問題で出て来るものはない。「平家物語」のものは、「重盛父教訓之事」で重盛が、朝廷に対する忘恩を天照大神、正八幡宮が認められるであろうかと訴えて、父清盛を諫める場面に出て来るようにな。一般的に天皇の権威が侵犯される場面で想起されている。「平家物語」では清盛の悪行ということを押さえているので、八幡大菩薩も平氏・源氏に関わるもののみで、『愚管抄』のように藤原氏に関わるものはない。従って、八幡大菩薩が春日大明神と並んで出て来る例も「平家物語」諸本にはない。

平野大明神

卷第三の文徳天皇記に「仁徳ハ平野大明神也」とある。第十七代の

神（大神宮）、八幡大菩薩の藤原將軍への要請である。

『愚管抄』において、天照大神（伊勢大神宮）の関わる政治の在り方の問題は右に記して来た通りである。天皇家と藤原氏による摂関体制に終始していると言つて宜かろう。この面では、天照大神（大神宮）は八幡大菩薩と対になって記されている。これは、時代区分から言えば八幡大菩薩の主に関わる時代のことであるが、その源が天照大神の約諾に発しているので、寧ろ主役の觀を呈するまでに出されているのであろう。

「平家物語」諸本で『愚管抄』の記す天照大神（大神宮）と天児屋根命の約諾や天皇家と藤原家による政治体制に触れているのは、次の通りである。前者、二神の約諾は源平盛衰記、巻第一で天の岩戸に絡めて記されている。天照大神が天の岩戸に籠もってしまった時に、弟の天児屋根尊が中心となつて天照大神を再び世界に呼び戻したとするのである。岩戸から出て来た天照大神は天児屋根尊に補佐を命じたというが、源平盛衰記の描く二神の約諾である。政治体制のことは、延慶本・長門本・源平盛衰記、当道系諸本の「重盛父教訓之事」などに「天照大神ノ御子孫國ノ主トシテ 天児屋根ノ御末朝政ヲ掌給」といった表現で出ている。

『愚管抄』に出て来る治政の問題は、天照大神（大神宮）が藤原摂

関家の執政を支持し、天皇に摂関家への理解を求めるという線に終始していた。これに対し、「平家物語」では、天照大神は天皇の権威を冥界から守るものとして強く意識されている。『平家物語研究事典』「伊勢神宮」の項に記されている。「三・法印問答」には清盛が数千騎をもよおして福原から都に押し入るとの噂を耳にした主上が驚かれた描写のあとで〈天照大神・春日大明神の神慮の程も計がたし〉とあります」とある例などは、その典型的なものであろう。

最後に、伊勢大神宮の仏事に対する態度を記したものと、穢れの記

事がある。

その前者は、巻第三に記されている藤原道長の「徳」を記した記事である。道長の臨終は十二月四日である。この十二月は「神今食ノ神事」といって、朝廷では嚴重な神事が行われるのであるが、道長薨去の翌年から、「法成寺ノ御八講」が始まり、摂政・関白は公卿を率いて、この仏事に参加することになった。これは、道長の「徳」で、慈円は「伊勢太神宮是ヲユルシオボシメスナリ」と評している。

平安初期成立の『貞觀儀式』「踐祚大嘗祭儀」所収太政官符の「可忌事六条」中に「行仏法事」という条項がある。「神今食ノ神事」も道長の死後、「法成寺ノ御八講」が始まるまでは「行仏法事」は「攝政關白公家」にわたつて禁じられていたと考えられる。神社の中でも厳しい伊勢大神宮も二神の約諾を背景にして、「行仏法事」を許されることがあったのだ、慈円は一方でこのようなことを主張しているように見える。伊勢大神宮が定められた神事の期間であつても、「行仏法事」を許すこともあつたという慈円のこの記述は、神社の中への仏教の進出を一層進めることになつたのではなかろうか。後述のように、慈円は特に山王の靈験の著しさを強調して、それ以前にはなかつた逸話を記している。しかし、その時、神社は仏教と対立する面のあるものとしては全く意識されていなかつたに違いない。

その後者は、巻第四で、後三条天皇が宇治殿頼通の人事を見直したという逸話の中の、「神宮ノ邊ニテキツネヲイタ」ということを伊勢大神宮が朝廷に訴えたという記事である。これは、先例の「可忌事六条」の中で「預穢悪事」に関わることにならうか。しかし、「神宮ノ邊ニテキツネヲイタ」という訴えは、神域という観念がより強くなっていることを窺わせる。こちらは実際の伊勢大神宮の動きであるが、慈円の二神の約諾の解釈を伊勢大神宮側がどう見ていたか興味深いけれども、これは今後の課題としたい。

するのは、源平盛衰記だけに過ぎない。しかも、その源平盛衰記のものは、大海人皇子は大友皇子の追撃を逃れて、吉野山から鈴鹿山に入る、この山中で皇子は老夫婦の庵に宿を借り、その娘を后とする、その後、老翁の勧めで太神宮に参詣する、老翁の計らいで大友皇子の追求を逃れた皇子は、美濃と近江の境に城を構えるようについて託宣を受ける、美濃国でも奇跡的に追撃を逃れた皇子は、身を賣して或る長者に仕える、後に、皇子と知った長者は皇子を聟に取り、軍勢を集めて大友皇子を破ると、という長物語になっている。

『愚管抄』と同じ材料に限れば右の通りであるが、『平家物語研究事典^(注四)』の挙げる「相少納言伊長や頼政のことばをうけて、高倉宮がへさてはしかるべき天照大神の御告やらん」として計画を進めた」といふ例は正にその皇位に関わる例である（このひとつたりの例は、長門本・源平盛衰記と当道系諸本とに見られる）。

天照大神（大神宮）が最も多く関わっているのは政治の在り方である。『愚管抄』で天照大神（大神宮）の関わる政治の在り方の問題で根本をなすのは天児屋根尊との約諾である。この約諾は天照大神が鹿島の大明神に「同侍ヒテ殿内ニ能ク為セ防キ護ルコト」^(注5)と命じたことをいうのであるが、この約諾こそ天皇の政治の推移を見透した天照大神の遠慮深謀であると捉えられている。

慈円の思考の特徴は、治天の君である天皇の政治的環境は時代と共に変化していくが、天照大神が旨くその環境の変化への対応を計つているという確信にある。時代の変化は、大織冠藤原鎌足が生まれ、彼が聖徳太子と協力して蘇我入鹿を倒したことには始まるという。「臣家ニテ王ヲタスケタテマツルベキ期」が到来したというのである。慈円の捉える天照大神は、この政治的環境の変化に対応する政体を守り、天皇個人の支援にだけ奔らないというところに特徴がある。従って、この時代の到来に対応して「造意至極」の天照大神（大神宮）は、

「ヨノスエノ國王」について「トガヲ國王ニアラセジト」「我玉體ニカギリテツヨ／＼シカラズオハシマス」ように計つたというのである。一方、「王ヲタスケタテマツ」の「臣家」、藤原摂関家はこの政体に「器量アイカナイテムマレアインシテ」今に到つてはいる、このことも天照大神（大神宮）の案の内なのである。従つて、「ヨノスエノ國王」に対しても、「太神宮八幡大菩薩」は「魚水合體ノ禮」、即ち「御ウシロミノ臣下トスコシモ心ヲオカズヲハシマセ」という在り方を求められたと慈円は考えている。この例などで八幡大菩薩も出て来るのは、天皇が統治する現代の宗廟神という認識が慈円にあるからである。しかし、以下に記すように、ほぼ『愚管抄』執筆時にいたるまで、天照大神（大神宮）が言及されなくなることはない。

「王ヲタスケタテマツ」の「御ウシロミノ臣下」への天照大神（大神宮）の信頼は折々に記されているが、「伊勢大神宮八幡大菩薩モアハレニマモラセ給ケン」と二神の名前を出して記されるのが、藤原道長が一条天皇の「震筆^(注6)ノ宣命メカシキ物」を火に投じたところである。ここでも、天照大神（大神宮）、八幡大菩薩は、一条天皇の思いよりも道長の考え方の方に理解を示している。

さて、次の時代の変化は、「寶劍ウセハテヌル事」である。宝剣は天皇の武の守りであり、これに「宗廟ノ神モノリテマモリマイラセラル」ことになっていた。ところが、「今ハ武士大將軍世ヲヒシト取テ國主武士大將軍ガ心ヲタガヘテハエヲハシマスマジキ時運ノ色ニアラハレテ出キヌル世」となつたと「大神宮八幡大菩薩モユルサレ」て、「寶劍ウセハテヌル事」が起つたというのである。藤原摂関家に代わつて、「武士大將軍」が天皇の補佐役に登場するのである。

ところが、意外なことに、二神の約諾は、この「武士大將軍」を藤原摂関家の者が勤めるということにまで及んでいたというのである。「文武兼行シテ君ノ御ウシロミアルベシ」というのが現代の、天照大

『愚管抄』の神、神社

橋口晋作

「平家物語」に深い関係をもつ慈円の『愚管抄』には、天照大神、

八幡大菩薩などの神や神社に関する記事がかなり出て来る。この『愚管抄』の神や、神社関係の記事はどのような特徴をもち、又、深い関係が指摘されている「平家物語」の記事とどの程度一致し、どう異なるのであろうか。本稿は、このような関心から『愚管抄』の神や神社について、その記事の内容などについて考察し、「平家物語」の場合と比較してみるものである。

天照大神、伊勢大神宮

『愚管抄』に最も多く記される神、神社は天照大神、伊勢大神宮である。

天照大神が伊勢大神宮に祭られるまでは、卷第一、皇帝年代記の崇神天皇記に「此御門位ノ後病死スル物多シ コレニヨリテ天照太神ヲカサヌヒノ里ニマツリ奉ル」とあり、同じく垂仁天皇記に「此御時太神宮ヲ伊勢國五十鈴川ノ河上ニイハヒ奉ル 神ノ御ヲシヘニヨリテ也齋宮モ是ヨリハジマル」と記されている。『愚管抄』のこの二つの記事は藤原資隆が治承の頃に編んだという『簾中抄』に拠つたものと見られている。^(註一) 天照大神と伊勢大神宮は祭神と社の違いによる名称の違いと思つてしまいがちだが、『愚管抄』では、名前が最初に出て来る崇神天皇記に「天照太神」とあるだけで、垂仁天皇記以下では全て、

「太神宮」という呼称になつてゐる。これは、天照大神を畏んで、その社の名で呼んだ為に、違いをなくしてしまつたのであろう。「平家物語」諸本では、崇神天皇記の例は延慶本、長門本、南都本の「靈劍等事」や八坂本を除く当道系諸本の「伊勢大神宮可有御參詣御立願事」に関連する表現があり、垂仁天皇記の例は全ての本の「大神宮へ可成御幸事付廣嗣事
井玄防僧正事」（「伊勢大神宮可有御參詣御立願事」に同じ）に関連する表現がある。

卷第七の「トヲクハ伊勢大神宮ト鹿島ノ大明神ト チカクハ八幡大菩薩ト春日ノ大明神ト 昔今ヒシト議定シテ 世ヲバモタセ給フナリ」という表現によれば、皇室の宗廟神としては、天照大神（伊勢大神宮）は「昔」、神代の神ということになつてゐる。しかし、左に記して行くように、天照大神（伊勢大神宮）は、皇位を支配するということを中心、人皇の時代となつても完全に八幡大菩薩にその地位を譲つてしまふ訳ではない。

皇位に關係する記述には、皇帝年代記の天武天皇記で、大海人皇子が大友皇子と雌雄を決することを覚悟した條に「伊勢ノ方へ逃下テ太神宮ニ申サセ給テ 美濃尾張ノ軍ヲ催テ 近江ニテ戦ヒ勝給テ」という表現があり、卷第四で近衛天皇の後の皇位について、法性寺殿忠通の意見を求める鳥羽上皇に「コノ御返事ヲ大神宮ノ仰ト思候ハンズルナリ」という誓いの言葉がある。皇位に關係しての記述は以上の二箇所である。前の例は、単に皇位を祈願したとは見做せないところがあり、「太神宮」という表現も社そのものの意と取れるところがある。しかし、後の例は、鳥羽上皇の言葉ではあるが、明らかに八代前の皇位繼承の問題に関わつてゐる。

『愚管抄』が皇位に關係して天照大神（大神宮）に言及した右二例のうち、「平家物語」に採られているのは前者、大海人皇子と大友皇子の位争い事件だけである。しかし、その逸話の中で天照大神に言及